

広島市告示（東区）第52号

令和 7 年 6 月 9 日

道路の供用を次のように開始するので、道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき告示します。

その関係図面は、令和7年6月9日から同月23日まで広島市東区役所建設部維持管理課において一般の縦覧に供します。

広島市長 松 井 一 實

道路の 種 類	路 線 名	供 用 開 始 区 間	供用開始の期日
市道	東1区 342号線	東区福田五丁目 1171番地1 地先から 東区福田五丁目 1172番地1 地先まで	令和7年6月9日